

『のじりっ子トライアスロンフェスタ』

競 技 規 則

*競技規則の追加・変更等については、随時大会ホームページに掲載しますので、必ずご確認ください。

<総則>

- ・本大会の競技規則は、一部ローカルルールを除き、JTU が定めるトライアスロン競技規則に準ずる。
- ・本大会は、本大会で定める新型コロナウイルスへの感染防止ガイドラインを基に開催する。
- ・参加選手は、大会役員（競技役員・コース監察員等）の指示には速やかに従うこと。
- ・参加選手が競技規則に違反した場合は、失格になる場合がある。
- ・競技役員（審判長および審判）は、競技違反した選手の失格を宣言する権限を持つ。
- ・競技役員は、参加選手の競技続行が当人の健康を害したり、傷害・致死の恐れがあると判断した場合には、競技を辞めさせる権限を持つ。
- ・参加選手はスポーツマンシップを持って行動し、競技中は安全を第一に考え、お互いに迷惑になるような行為はつつしむ。
- ・ドーピング行為を禁止する。検査には協力すること。
- ・参加選手は節度ある人間として行動し、いかなる場合でもマナーを忘れてはならない。
- ・参加選手は自ら競技を断念する場合は、直ちに競技役員に申し出て大会本部に通告する。
原則として本人が大会本部にアンクルバンドとレースナンバーを返還する。
- ・参加選手は、事前の競技説明会に必ず参加すること。
- ・大会より支給されるレースナンバーをバイクの際は背中側に1枚、ランの際は前面に1枚つけること。
- ・レースナンバーベルトの使用を認める。（レースナンバーの確認が明確にできるよう装着すること。）
- ・計測には、アンクルバンドを使用する。
- ・指定された場所でのトランジットを行うこと。
- ・大会当日の気象による大会の開催及び中止についての権限は実行委員会にある。大会の安全確保のため、大会当日において 気象警報が発令の場合は競技を中止し、また気象注意報が発令の場合は波高、速さ、視界、水温等実情を考慮して、距離の短縮、コースの変更など実行委員会の権限において決定する。
- ・競技中に限らず、公道などで更衣をしたり、上半身裸のまま移動する事など無いようにして下さい。

<スイム>

- ・競技者は主催者より支給されるスイムキャップを必ず着用しなければならない。
- ・ゴーグル及びノーズクリップ等は着用することができる。
- ・低水温時には各自保温対策に万全を期すこと。
- ・スイムスタート前、トランジション会場で、アンクルバンドを受け取り、各自足首に装着した後、スイムエリアに入場すること。（アンクルバンドのナンバーを各自レースナンバーと照合すること。）
- ・スイム競技の安全性の確保、競技者の安全面から、競技役員は制限時間内に完泳できないと判断された者にリタイアを勧告することができる。
- ・大会当日の体調により不安を感じる者は、アンクルバンド受け取り時に申告することによりスイムスキップできる。（ただし DNF 扱い。またバイクスタート時刻については技術代表判断とする。）
- ・スイムスタート後のリタイアは、次のバイク・ラン競技に移ることができない。

<バイク>

- ・使用する自転車は、安全性が確保されているものであれば種類を問わない。
- ・使用する自転車は、各自で事前に安全点検をすることを義務付ける。
- ・大会側で準備したレースナンバーシールは、指定の箇所に貼り付けること。
- ・バイクランジットエリア内は乗車禁止とする。
- ・キープレフト(道路の左側を走行すること)を厳守すること。
- ・前の選手を追い越す際は、一声かけて、右側から追い越すこと。
追い越しが完了したら、安全を確認して、また道路左側を走行すること。
- ・他の選手に追い越される時は、速度を上げるなどの邪魔をしないこと。
- ・前の自転車との間隔はしっかりとること。
- ・コース上には、マンホールや路面の荒れなど危険箇所がある。危険回避の為、予告看板やコーンの段置に十分注意をはらうこと。
- ・事前のコース試走を推奨する。コース試走にあたってはヘルメットを必ず着用し、交通法規を遵守すること。
- ・ヘルメットのストラップはバイクラックから取り外す前にしっかりと締め、バイクフィニッシュ後もバイクをバイクラックにかけてからストラップを外すこと。
- ・バイクコースの逆走は認めない。遺失物などトラブルで引き返す必要が生じた場合は、他の選手の走行を妨げないことを前提とし、徒歩で移動し対処することができる。
- ・競技者は自らの責任においてコースを熟知しなければならない。口頭による説明が理解できなかったという理由、観客の誤った指示、方向標識の不整備または三者による置き換え等々いかなる理由といえどもコースの誤走についての異議は認められない。

<ラン>

- ・ランコースは歩道を利用しますが、歩道の左端を走ること。

<異議申立て手続き>

- ・競技役員の判定、または他の競技者の行為に対して異議の申立てを希望する参加者は競技終了、または棄権から30分以内に書面をもって審議委員会に申し出ること。この意義申し立てに対して審議委員会が協議し裁定する。この裁定は最終権限をもつ。また、リザルト(記録)に関して審判長が署名をしたのち、異議申し立てがない事を確認し、技術代表が署名をする。